

社会福祉法人竹友会 役員費用弁償規程

(目的)

第1条この規程は、社会福祉法人竹友会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分	1日当たりの額
住所地が松戸・柏・鎌ヶ谷・市川・流山市内の者	3,000円
その他の者	実費

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人竹友会旅費規程」を準用し、実費の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

(適用除外)

第4条施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。